【創業者のみなさまへ】

令和８年度

新規創業支援事業補助金のご案内

県内で創業を行う際の初期費用を支援します

概 要

◆対 象 者　以下全てを満たす方を対象とします

①**令和８年４月１日から令和９年２月26日までに県内で創業した方** ※

②**当会議所会員の方（同時入会可）**

※当会議所が指定する創業者向けセミナー（創業塾等）を修了し（過年度修了者を含む）
昨年度（令和７年４月１日～令和８年３月31日）に創業した方も対象とします

◆対象事業　創業に関する事業（裏面参照）

ただし、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる事業は除きます

◆補 助 額　最大20万円

◆補 助 率　2／3 以内

◆募集期間　令和８年４月１日～令和９年２月26日

ただし、予算がなくなり次第受付を終了いたします

【申請方法】**※事前に交付要領を必ずご確認下さい**

①申請書作成

鯖江商工会議所のHPから応募様式（様式第１ 補助金交付申請書兼実績報告書）をダウンロードし作成下さい。

②添付書類を準備して提出

- e-TAX（電子申告）を行った際の日付・受付番号が印刷された開業届の写し（個人事業者のみ）※裏面参照下さい
- （法人の方）全部事項証明書の履歴事項全部証明書の写し
- 補助を受けたい経費の支払に関する書類の写し（請求書および領収書、振込用紙控え 等）
- 福井県の県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
- （個人事業の方）申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の滞納がない旨の証明書
  （法人の方）法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書
- 事業に必要な許認可、届出、免許等の写し（該当する業種の場合）

【提 出 先】　鯖江商工会議所　経営支援課（〒916-8588　鯖江市本町3丁目2-12）

お問合せ先

◆鯖江商工会議所　経営支援課

TEL：0778-51-2800 ／ FAX：0778-52-8118 ／ mail：info@sabaecci.or.jp

◆福井県　産業労働部　経営改革課

TEL：0776-20-0537 ／ FAX：0776-20-0371 ／ mail：keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

鯖江商工会議所
The Sabae Chamber of Commerce and Industry

※別表

【対象経費】 **令和８年４月１日～令和９年２月26日の間に支出**した以下の経費

経費区分	内　　容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、取得価格が税抜50万円以上のものを除く。）、その他必要と認められる経費
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が税抜50万円以上のものを除く。）、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

【開業届に関する取扱いについて】

■電子申告(e-TAX)を行った際の日付・受付番号が印刷された開業届の控えがある場合
　→そのまま提出下さい
■上記の受付番号等がない場合
　→下記のいずれかの資料を別添下さい

・（確定申告を電子申告(e-TAX)にて行っている方）受信通知の写し
・県税事務所に提出、収受された事業開始申告書の写し
・事業の許認可を行う官公署に提出、承認された書類（営業許可等）の写し
・保有個人情報の開示請求により取得した開業届の写し